

案 保育施設における 保育料の多子軽減制度を拡充します。

国の制度から、千葉市独自に拡充する内容

認可保育施設における多子世帯の保育料について、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、令和7年9月から、軽減対象施設の在籍の有無やきょうだいの年齢に関わらず、

第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料にします。

※軽減の対象は保育料です。送迎費、給食費、行事費、入園料などは、これまでどおり保護者の負担となります。

| <拡充イメージ> | | 現行 (令和7年8月まで) | 拡充後 (令和7年9月から) |
|----------|--|-------------------------------------|--|
| 【第1子】 | 小学生以上  | カウント対象外 (小学生以上の児童) | ▶ 第1子としてカウント |
| 【第2子】 | 認可外保育施設等  | カウント対象外 (認可外保育施設を利用する児童) | ▶ 第2子としてカウント → 保育料を助成 |
| 【第3子】 | 認可保育施設  | 第1子としてカウント → 保育料全額 | ▶ 第3子としてカウント → 保育料無料 |

対象者 ※次の要件をすべて満たすお子さん

- 千葉市に在住している
- 対象施設の0~2歳児クラスに在籍している
- 世帯の第2子以降である

※第1子の年齢や、世帯の所得は問いません。

対象施設

- 認可保育施設
(保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業)

※千葉市に在住しているお子さんが、市外の認可保育施設を利用する場合も対象となります。

必要な手続き

- **原則、申請手続きは必要ありません。ただし、以下①・②に該当する場合は届出が必要となります。**

- ① 生計が同一で別居(就学や療養等で市外に居住している等)のきょうだいがいる場合
- ② 幼稚園等を利用しているきょうだいがいる場合

必要な手続きの詳細については、千葉市ホームページをご確認ください。

(下記のURL、または右記の二次元バーコードからアクセスできます)

市HPは7月下旬更新予定

市HPは
7月下旬
更新予定

お問い合わせ先

- 制度に関するお問い合わせ
こども未来局 幼児教育・保育部 幼保運営課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 高層棟8階 ☎ 043-245-5726
- 「必要な手続き」に関するお問い合わせは、利用施設のある区のこども家庭課へお問い合わせください。

| | | | | | |
|---|--|---|---|--|---|
| 中央保健福祉センター こども家庭課 〒260-8511 ☎ 043(221)2172 FAX 043(221)2606 | 花見川保健福祉センター こども家庭課 〒262-8510 ☎ 043(275)6421 FAX 043(275)6318 | 稻毛保健福祉センター こども家庭課 〒263-8550 ☎ 043(284)6137 FAX 043(284)6182 | 若葉保健福祉センター こども家庭課 〒264-8550 ☎ 043(233)8186 FAX 043(233)8178 | 緑保健福祉センター こども家庭課 〒266-8550 ☎ 043(292)8137 FAX 043(292)8284 | 美浜保健福祉センター こども家庭課 〒261-8581 ☎ 043(270)3150 FAX 043(270)3291 |
| 中央区中央4-5-1 ☎ 043(221)2172 FAX 043(221)2606 | 花見川区瑞穂1-1 ☎ 043(275)6421 FAX 043(275)6318 | 稻毛区穴川4-12-4 ☎ 043(284)6137 FAX 043(284)6182 | 若葉区貝塚2-19-1 ☎ 043(233)8186 FAX 043(233)8178 | 緑区鎌取町226-1 ☎ 043(292)8137 FAX 043(292)8284 | 美浜区真砂5-15-2 ☎ 043(270)3150 FAX 043(270)3291 |



千葉開府900年

千の葉に 時を刻んで 900年